

東弁25人第469号

2014年3月20日

府中刑務所

所長 松本忠良 殿

東京弁護士会

会長 菊地裕太郎

人権救済申立事件について（要望）

当会は、申立人A氏からの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会の調査の結果、貴所に対し、下記のとおり要望いたします。

記

第一 要望の趣旨

貴所は、申立人が平成24年2月頃から骨が当たる部分の尻の痛みと手足の痺れを訴えていることを認識しており、診察に当たった医師が立位作業が望ましい旨の発言をしているにもかかわらず、申立人が従事する作業を座位作業から立位作業に変更しなかった。

かかる対応は、申立人の身体の状態に配慮せずに申立人に座位作業を強いるものであり、申立人の人権を侵害したおそれがある。

したがって、申立人の身体の状態に配慮し、適切な作業に従事させるよう、要望する。

第二 要望の理由

1 認定した事実

申立人は、貴所（以下、「相手方」という。）において、主として座位作業

に従事してきたところ、尻の骨がある部分が椅子に当たり、平成24年2月頃から座骨神経を圧迫し、尻の痛みと手足の痺れを感じるようになった。

平成24年2月7日に整形外科医が、同年4月23日及び同年5月8日には相手方内の医師が申立人を診察したが、医師らは臨床的に特段の異常はないと判断し、鎮痛剤であるボルタレン及びインダシン、あるいはアニルーメの処方をしたものの、それ以上の措置は行わなかった。

この頃、診察を行った医師は、申立人に対し、申立人の主訴が事実であるなら立位作業が望ましい旨の発言をした。

平成25年2月1日時点においても、申立人は痛みと手足の痺れに悩まされており、尻の骨が当たる部分の皮膚（こぶし大）左右2か所が赤黒く変色している。

2 判断

申立人は、平成24年2月頃から尻の痛みと手足の痺れを訴えているところ、相手方は、平成24年2月7日、同年4月23日及び同年5月8日に整形外科医及び相手方医師の診察を受けさせており、診察を行った医師らは、鎮痛剤であるボルタレン及びインダシン、あるいはアニルーメの処方をしているのであって、かかる対応自体は違法なものであるとはいえない。

しかし、平成25年2月1日時点においても、申立人は尻の痛みと手足の痺れを訴え続けており、尻の骨が当たる部分の皮膚（こぶし大）左右2か所が赤黒く変色している。

また、相手方も、診察に当たった医師が立位作業が望ましい旨発言しているとおおり、申立人が痛みや痺れを訴え続けていることを認識している。また、立位作業に変更することに格別の不都合があるとも考えられない。

受刑者に対する人権の制約は、在監目的を達成するために必要最小限度にとどまるものでなければならない。したがって、受刑者は、およそいかなる作業にも従事しなければならないのではなく、その身体の状態とそぐわない不適切

な作業に従事させられない権利があるというべきである。

この点、刑事収容施設及び被収容者の処遇に関する法律 84 条 3 項が「処遇要領は、…刑事施設の長が受刑者の資質及び環境の調査の結果に基づき定めるものとする。」と規定し、また、同法 95 条 2 項が「刑事施設の長は、作業を行う受刑者の安全及び衛生を確保するための必要な措置を講じなければならない。」と規定しているのも、かかる趣旨に基づくものである。

したがって、相手方は、申立人の身体の状態に配慮せずに、申立人に座位作業を強いたものであり、申立人の人権を侵害したおそれがある。

よって、申立人の身体の状態に配慮し、適切な作業に従事させるよう、要望する。

以 上